

診療所の開設について（法人）

令和6年4月1日 更新

【手続きの流れ】

図面相談（事前） → 1.開設許可申請書（事前） → 2.開設届（開設後10日以内） → 施設検査

【申請書を提出する前に…】

◆沖縄県医療政策課への確認 TEL 098-866-2111

※医療法人を立ち上げる際には、事前に沖縄県医療政策課にご相談ください。

※すでに医療法人をお持ちの場合にも、法人の変更手続き等がある場合がございます。
事前に所管課へご確認ください。

※有床診療所を開設予定の方は、事前に沖縄県医療政策課にご相談ください。

◆九州厚生局との事前調整 TEL 098-833-6006

保険医療機関の指定を受ける場合は、九州厚生局にご相談ください。

◆那覇市保健所との事前調整

構造設備等が基準に適合しているか事前に確認しますので、計画変更可能な段階で
図面などを持参してご相談ください

1. 診療所開設許可申請書

◆医療法人等が診療所を開設するためには事前に開設許可申請が必要です。

◆許可には審査日数を要しますので、事前に保健所へご相談ください。

◆申請書記入時には、記入欄下に記載されている（注意）についてもご確認ください。

【根拠法令】医療法第7条第1項、規則第1条の14第1項

No.	提出書類	備考
①	申請書	<input type="checkbox"/> 診療所開設許可申請書（第1号様式）
②	手数料	<input type="checkbox"/> 18,000円（現金）
③	添付書類	<input type="checkbox"/> 提出予定の申請書の末尾に記載あり。
④	その他 (該当施設のみ添付)	<input type="checkbox"/> 1. 歯科技工室を設ける場合はその構造設備の概要
		<input type="checkbox"/> 2. 賃貸借契約書の写し（開設者の所有でない場合） ※開設者による原本照合
		<input type="checkbox"/> 3. 麻酔科標ぼう許可証の写し（麻酔科を標榜する場合） ※原本持参
		<input type="checkbox"/> 4. 再教育研修修了登録証の写し（お持ちの方のみ） ※申請書には注意のところに記載

2. 診療所開設届

- ◆開設後10日以内に届け出る必要があります。（開設日から起算）
- ◆必ずしも実際の診療開始日とは同一日である必要はありません。
- ◆届出後、現場確認を行います。

【根拠法令】医療法施行令第4条の2第1項

No.	提出書類	備考
①	申請書	<input type="checkbox"/> 診療所開設届（第14号様式）
②	添付書類	<input type="checkbox"/> 提出予定の申請書の末尾に記載あり。
③	その他 (該当施設のみ添付)	<input type="checkbox"/> 1. 建築検査済証の写し（新築の場合）
		<input type="checkbox"/> 2. 消防設備検査済証の写し（新築の場合）
		※1、2については、所有者もしくは不動産業者が 原本証明した写し
		<input type="checkbox"/> 3. G-MIS 申請（医療機関情報の登録）
		<input type="checkbox"/> 4. 診療用エックス線等の設置届 ※エックス線の申請については、管理者の氏名で申請となるため、 法人名を記入しないように注意する。
		<input type="checkbox"/> 5. 診療所廃止届 ※ 移転もしくは開設者変更の場合 (九州厚生局と廃止日の日程調整必須)
		<input type="checkbox"/> 6. 診療用エックス線等の廃止届 ※ 移転もしくは開設者変更の場合 (九州厚生局と廃止日の日程調整必須)